

最高裁秘書第3082号

令和3年10月6日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

9月3日付で大阪高等裁判所が下記の司法行政文書を一部不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

大阪高裁が司法記者クラブに対して、開廷表（毎日の開廷期日情報が記載されているもの）を提供する際の取扱いが書いてある文書（最新版）

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）8588（直通）

最高裁秘書第3143号

令和3年10月11日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

大阪高裁が司法記者クラブに対して、開廷表（毎日の開廷期日情報が記載されているもの）を提供する際の取扱いが書いてある文書（最新版）

2 苦情の申出がされた日

令和3年9月6日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和3年度（情）諮詢第23号

(2) 謝問日

令和3年10月6日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第3144号

令和3年10月11日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

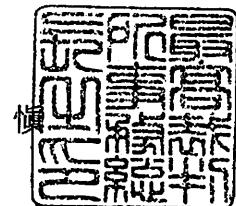
諮問番号 令和3年度（情）諮問第23号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年10月6日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



理由説明書

苦情申出人は、大阪高等裁判所（以下「原判断庁」という。）がした一部不開示の判断に対し、本件対象文書の不開示部分が行政機関情報公開法（以下「法」という。）第5条第6号に定める不開示情報に相当するかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

大阪高裁が司法記者クラブに対して、開廷表（毎日の開廷期日情報が記載されているもの）を提供する際の取扱いが書いてある文書（最新版）

2 原判断庁の判断内容

原判断庁は、1の開示の申出に対し、開示対象文書として次の(1)及び(2)に掲げる各文書を特定した上、令和3年9月3日付けで一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

- (1) 平成27年12月25日付け「被害者特定事項の秘匿決定がされた事件及び当事者名を秘密記載部分として閲覧等制限の申立てがされた事件の報道機関等に対する期日情報の提供等について（民事部、刑事部、総務課申合せ）」と題する文書
 - (2) 平成29年4月5日付け「裁判部における大阪司法記者クラブ名簿の利用に関する運用について」と題する文書
- 3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 苦情申出人は、本件開示文書のうち原判断において不開示とした部分が法第5条第6号に定める不開示情報に相当するかどうか不明である旨主張する。

しかし、2の(1)の文書中、1頁の各不開示部分及び3頁の上から3行目の不開示部分は、裁判所が保有するシステムへの入力項目が明らかになるような情報であり、当該部分を公にすることによりシステムに対する攻撃の糸口等を推測させ、悪意のある者の攻撃を容易にし、情報セキュリティの確保に支障を及ぼすおそれがある（同号）。

また、2の(1)及び(2)の各文書のその他の不開示とした部分には、報道機関に対する便宜供与の具体的な方法及び内容が記載されており、これが公になると、報道機関による取材活動の方法等が明らかとなるとともに、それに対する裁判所の一般的な対応についても明らかになるおそれがあり、取材源の秘匿を基本原則とする報道機関と裁判所との信頼関係を大きく損ない、裁判所における広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（同号）。

(2) よって、原判断は相当である。